

議案第 88 号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 12 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項を次のように改める。

指定工事店指定手数料は、10,000円とし、指定の申請の際、これを徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。